

報告第15号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第4号

専 決 処 分 書

工事請負変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月20日

幕別町長 飯田 晴義

工事請負変更契約の締結について

幕別町は、次により工事請負変更契約を締結するものとする。

- | | |
|------------|--|
| 1 変更契約の目的 | アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（建築主体） |
| 2 変更契約の金額 | 変更前の金額 132,880,000円
変更後の金額 137,555,000円
増 加 額 4,675,000円
増 加 率 100分の3.518 |
| 3 変更契約の相手方 | 中川郡幕別町旭町91番地
藤原工業株式会社
代表取締役 藤原 治 |